

山中湖村区域外就学承諾基準

山中湖村教育委員会：平成25年10月23日

No	区分	申請基準	添付書類	承諾期間
1	学期途中等の村外転出	村外に転出するが、引き続き山中湖村の学校に就学を希望する場合	不要	最長で当該年度末まで
2	村外一時転出	家の建て替え等のため、一時的に村外に転出するが、概ね1年以内に再度転入することが確実なので、引き続き山中湖村の学校に就学を希望する場合	建築請負契約書等の写し	転入完了まで
3	転入予定	住宅の新築等により、転入することが確実なため、あらかじめ転入予定先の学校へ就学を希望する場合	住宅の完成時期が確認できる書類	転入完了まで
4	保護者の勤務形態等	村外に居住しているが、下校後、留守宅に帰宅することになるため、山中湖村内に預かり先を設け、山中湖村に就学を希望する場合	在職証明書及び児童預証明書等	承諾理由が解消するまで（最長で当該年度末まで）
5	身体的状況	心身の障害や疾患により就学校への就学が困難な場合	診断書等	承諾理由が解消するまで（最長で当該年度末まで）
6	教育的配慮	いじめ・不登校・DV等により就学校に通学することが困難な場合等、教育的配慮を必要とする場合	学校長の意見書等	承諾理由が解消するまで
7	その他	その他、特別な理由により、教育委員会が必要と認めた場合	理由書及びその他必要とするもの	承諾理由が解消するまで

※教育委員長・教育長の判断により教育委員会を行う。